

## 随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(産業振興局分)(令和6年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	産業企画課	228-7414	地域産業経営動向調査業務	堺商工会議所	1,260,026	R6.4.1	本調査は、市内事業所の経営動向の実態を把握する調査であり、調査結果は、本市産業振興政策の基礎資料となる重要なものであり、経済情勢が及ぼす市内事業所への影響については経年変化の比較が必要不可欠である。そのような中、堺商工会議所は、商工会議所法に基づき、市内における商工業の総合的な改善発達を図ることを目的に設立された公益法人であり、市内で唯一、経営動向調査を実施していた実績から、本業務に必要な専門知識や手法を有しており、これまでにも会員企業からの協力を得て、50%を超える高い回収率を有していることから、本調査を円滑かつ効果的に進めることが可能である同法人に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
2	雇用推進課	228-7404	地域就労支援センター運営業務	公益財団法人 堺市就労支援協会	18,303,120	R6.4.1	本業務は、市内在住の障害者、ひとり親家庭の親、中高年齢者等の就職困難者に対応する雇用・就労相談や職業能力開発講座等を実施する業務である。 就職困難者の中には就労に対する意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため、民間企業での勤務に対する不安を持っているなどの理由により、就労に踏み出せない者が多い。行政として、当該就職困難者に対して、将来的に安定した就労を実現するための準備としての「働く場」や「教育・研修の場」の提供を通じて、民間企業等への雇用促進を図る必要がある。 公益財団法人堺市就労支援協会は、「市民の就労促進、市民相互のコミュニケーションの場づくり、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決、地域振興」を目的として本市が設立し、就職困難者に対する就労訓練と就職支援のノウハウ、実績を持つ唯一の団体であり、「民間企業等への雇用促進」という業務目的を達成するためには、当該団体への発注を通じて業務履行することが最も適している。また、就労訓練を希望する者に対して、本市等からの受託事業である比較的軽易な作業に従事されることが可能であり、相談から就労訓練までの一連的な就労支援を実施することができる。以上のことから、本業務は性質・目的が競争入札に適さず、公益財団法人堺市就労支援協会に随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
3	農水産課	228-6971	有害鳥獣捕獲業務	公益社団法人 大阪府獣友会	3,677,000	R6.4.1	当該業務は、獵具(わな)を使用してイノシシを捕獲するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免許[わな獣]を有する者のみが業務遂行可能である。捕獲されたイノシシの「止め刺し」においては猟銃の使用が必要な場合もあり、狩猟免許[獵銃]を有する者にこれを行わせる必要がある。また、捕獲現場においては、現地調査・わな設置・撒餌による誘引・見回り・捕獲実施・止め刺しなど、多くの作業量が要求され、複数体制でこれらを行う必要がある。 当該法人は対象地域の地形、現地に生息する有害鳥獣の活動状況などを熟知している大阪府下の狩猟免許[わな獣・獵銃]保持者を多数会員に持つ唯一の団体であるため、他の者では履行できない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
4	農業土木課	228-6972	泉北ニュータウン地区ため池等 巡回業務	公益財団法人 堺市就労支援協会	8,304,312	R6.4.1	本業務は業務を活用して市内在住の就労困難者に対する就労訓練を実施するものであり、当業務の目的を達成するためには、本市の雇用情勢や就労困難者の状況に精通し、就労困難者に対する就労訓練や就労支援の実績・ノウハウを有する唯一の団体である公益財団法人堺市就労支援協会を通じて就労支援を行うことが最も適している。以上のことから、本業務は性質・目的が競争入札に適さず、当該業者に随意契約を行おるものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
5	地域産業課	228-8814	小規模企業高度化及び経営安 定化指導相談業務	堺商工会議所	8,496,000	R6.4.1	本業務は、市内商業の中で、特に小規模事業所の経営改善に資するための相談窓口を設置し、経営に関する諸問題の解決及び指導に取り組み、小規模事業所の健全な発展と振興を図るため、創業・経営・税務・経理・事業承継、法律・労務管理等の相談業務を行うもの。 堺商工会議所は、商工会議所法に基づき、市内における商工業の総合的な振興及び発展を図ることを目的に設立された団体であり、從来から商工業に関する法律、経営等の相談及び指導を行っており、専門的知識を有している。 以上のことから本業務の目的達成のためには最も適しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
6	地域産業課	228-7534	融資相談等受付窓口業務	公益財団法人 堺市産業振興センター	11,425,493	R6.4.1	本業務は、市内中小企業者の資金調達を迅速かつ円滑に行うため、公的かつ公平な立場から融資相談等受付窓口を行う業務である。 公益財団法人堺市産業振興センターは、中小企業支援法の趣旨に鑑み、中小商工業者等の経済活動の円滑化と、企業の経営や財務の安定化を推進し、堺市及び南大阪地域の地場産業をはじめとする中小企業の振興を図ることを目的に、本市により設立された公益法人である。当該公益財団法人は、堺市中小企業振興資金融資をはじめとした本市制度融資の信用保証(取扱金融機関に対して中小企業者の債務を保証する)業務を行っているため、本市制度融資を利用する際に、融資相談から信用保証までの手続きを一貫して行えることから、最も効率よく目的を果たすことができる。 また、本市の制度融資を熟知したうえで、国及び府の制度融資や、民間金融機関の融資の仕組みなど、融資の広範な相談を公的かつ公平な立場から行うことができる市内で唯一の法人であることから、当該公益財団法人に委託することができる。 以上のことから、当該業務は業務の性質・目的が競争入札に適さず、公益財団法人堺市産業振興センターに一者随契するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	